

附編 東海地震に係る周辺地域と しての対応計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上または発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村（合併により平成24年4月1日現在157市町村）が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東日本大震災同様に東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される場所である。

このため、市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、「印西市地域防災計画」震災編の附編として本計画を策定する。

なお、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」が廃止された。本附編は、「東海地震に関連する情報」の発表を前提としているため、今後は国や県の方針等がまとまり次第、本附編に反映させるものとする。

第2節 基本方針

1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
 - (2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な防災措置
- 等を定めることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（または発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「印西市地域防災計画」で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の印西市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、「印西市地域防災計画」震災編の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、「印西市地域防災計画」震災編に準ずるものとする。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、地震災害対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

第2章 東海地震関連情報

第1節 東海地震関連情報の発表

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、市防災行政無線等を通じて市民に伝達される。

〈東海地震関連情報〉

情報	発表基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」	○防災対応は特になし。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に、その変化の原因についての調査の状況を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「青」	○防災対応は特になし。 ○国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「黄」	○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。 この情報で示されるカラーレベルは、「赤」	○地震災害警戒本部が設置される。 ○津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

第3章 東海地震注意情報発表時の対応措置

第1節 活動体制

東海地震注意情報が発表された場合は、災害対策本部設置前の体制（警戒体制）（第2配備）を設置し、必要な職員を動員する。

1 災害対策本部設置前の体制（警戒体制）

(1) 設置基準

災害対策本部設置前の体制（警戒体制）（以下「警戒体制」という。）の設置基準は、次のとおりである。

〈警戒体制の設置基準〉

- | |
|--------------------------|
| ① 東海地震注意情報が発表されたとき（自動設置） |
| ② その他の状況により市長が必要と認めたとき |

(2) 組織

警戒体制は、災害対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮

- 警戒体制の指揮は、総務部長が行う。
- 総務部長は、警戒体制を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

(4) 活動内容

警戒体制の活動内容は、次のとおりとする。

〈警戒体制の活動内容〉

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 被害情報の収集 | ② 関係機関との連絡・調整 |
| ③ 災害危険箇所の警戒巡視 | ④ 所管施設の警戒巡視及び予防措置 |
| ⑤ 市民への広報 | |

(5) 警戒体制の解除

総務部長は、事態が終息したときは、警戒体制を解除する。
また、直ちにその旨を市長に報告する。

第2節 応急対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 対策の基本方針	本部班
2 市民等への情報提供	本部班、広報班
3 施設等への情報の伝達	福祉班、教育班
4 関係機関の活動	印西警察署、自衛隊、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社
5 広報活動	日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
6 混乱の防止	千葉県、印西警察署、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社

1 対策の基本方針

市では、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

2 市民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、Lアラート、SNS及びCATV等によって、注意情報の内容の周知、市民のとるべき措置、今後の対応等について広報を行う。

また、市民等からの問い合わせに対応する。

3 施設等への情報の伝達

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設等の関係施設等に災害時優先電話やFAX、防災行政無線等を活用し、情報を伝達する。

4 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。

第2節 応急対策

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社NTTドコモ	<p>東海地震注意情報を受けたときは、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
北総鉄道株式会社 京成電鉄株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

5 広報活動

日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

6 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。

第2節 応急対策

	<p>ア 強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発または通過を知ったときは、必要により出発の見合せまたは抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、案内要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>
北総鉄道株式会社 京成電鉄株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話株式会社	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
KDDI株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

第1節 活動体制

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 市の活動体制	本部班、各班
2 防災関係機関の活動体制	印西警察署、自衛隊、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市は警戒宣言が発令された場合は、市役所3階大会議室に災害対策本部を設置し、第3配備体制をとる。

(2) 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- ② 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- ③ 各防災関係機関との連絡調整
- ④ 市防災行政無線及び広報車等による市民への情報提供
- ⑤ その他必要な事項

2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業

第1節 活動体制

	務の実施に必要な要員を確保する。
KDD I 株式会社	<p>(1) 対策本部の設置 警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</p> <p>(2) 要員の参集 会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</p>
東日本旅客鉄道株式会社	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
北総鉄道株式会社 京成電鉄株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災関係機関	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

【計画の体系・担当】

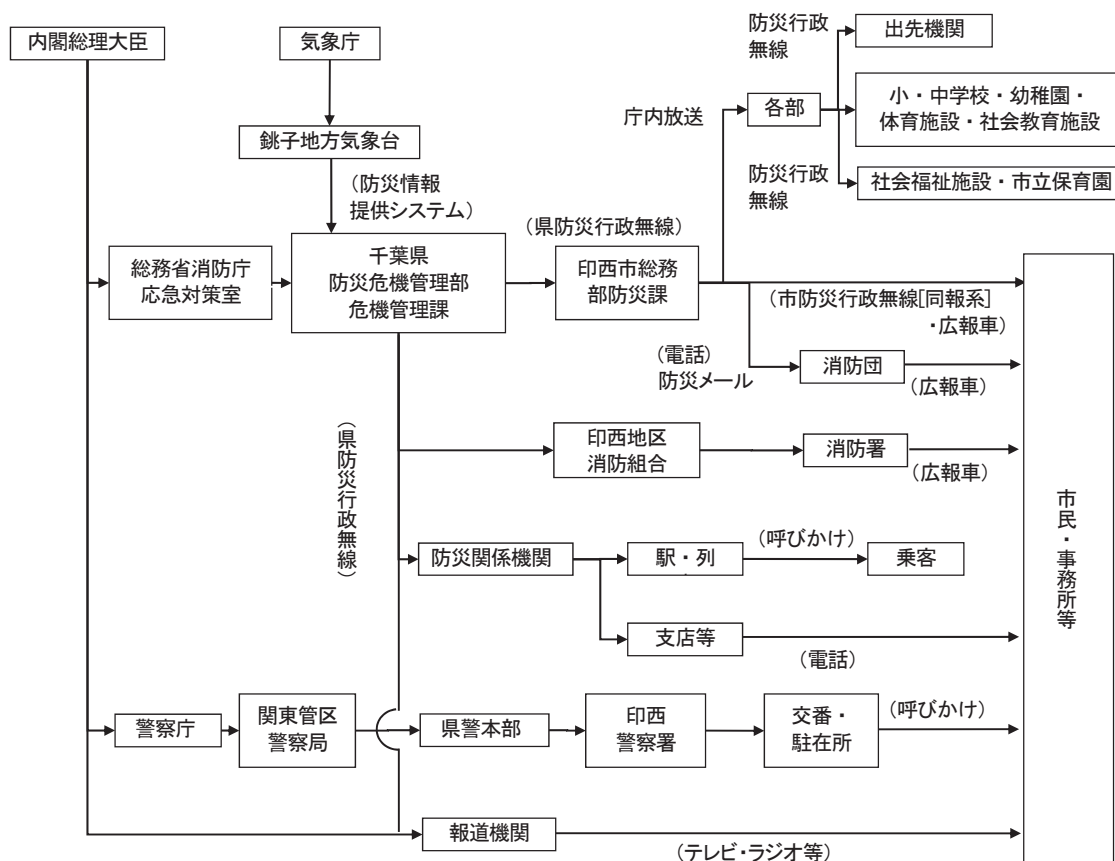
項目	担当
1 警戒宣言の伝達	本部班、広報班、各班
2 警戒宣言時の広報	広報班

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達経路

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

〈情報連絡系統図〉



(2) 伝達方法

- 1) 本部班は、県から警戒宣言等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。休日または退庁後においては、宿日直者が県からの通報を受信し、防災課長に伝達する。
- 2) 各部は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- 3) 市民に対しては、市防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の内容
- ② 本市に対して予想される影響
- ③ 各防災関係機関がとるべき体制
- ④ その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

警鐘	(5点)
サイレン	(約45秒) (間隔15秒) (約45秒)

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに市民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈警戒宣言時の広報の内容〉

- | |
|--|
| <p>1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言の内容の周知徹底 ② 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ ③ 防災措置の呼びかけ ④ 土砂災害警戒区域等、避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ ⑤ 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるものなどの防災措置の呼びかけ <p>2) 広報の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市防災行政無線による広報の実施 ② 広報車による広報の実施 ③ 防災信号による広報の実施 ④ 自主防災組織及び町内会等を通じた広報活動の実施 ⑤ 市ホームページ ⑥ その他の方法による広報の実施 |
|--|

第3節 災害警備対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 基本的な活動	印西警察署
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	印西警察署

印西警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

1 基本的な活動

- ① 要員の招集及び参集
- ② 避難の指示、警告または誘導
- ③ 警備部隊の編成及び事前配置
- ④ 通信機材・装備資器材の重点配備
- ⑤ 補給の準備
- ⑥ 通信の統制
- ⑦ 管内状況の把握
- ⑧ 交通の規制
- ⑨ 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ① 主要駅等人の集中が予想される場所
- ② 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ③ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- ④ 災害危険場所
- ⑤ その他必要と認める場所

(2) 広報

1) 広報内容

- ① 警戒宣言の内容及び関連する情報
- ② 市民及び自動車運転者のとるべき措置
- ③ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
- ④ その他民心の安定を図るため必要な情報

2) 広報手段

- ① パトロールカー、広報車等の警察車両
- ② 警察用航空機及び警察用船舶による広報
- ③ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
- ④ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 水防対策	印旛利根川水防事務組合
2 消防対策	本部班、印西地区消防組合、印西市消防団

1 水防対策

印旛利根川水防事務組合は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所(point)の点検等を実施する。

2 消防対策

本部班、印西地区消防組合、印西市消防団は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災・水害等防除のための警戒
- ③ 土砂災害警戒区域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- ④ 火災発生防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- ⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- ⑥ 資機材の点検整備の実施

第5節 公共輸送対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 東日本旅客鉄道株式会社の措置	東日本旅客鉄道株式会社
2 北総鉄道株式会社の措置	北総鉄道株式会社
3 バス、タクシーの措置	一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

- 1) 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
- 2) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 運行方針

県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。成田線は 65km/h に運転規制される。

火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。

(3) 主要駅の対応措置

- 1) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- 2) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- 3) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(4) 乗車券の取扱い

- 1) 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- 2) 状況により対策本部長の指示または承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- 3) 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無貨送還の取扱いをする。

2 北総鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅・車内等において警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 運行方針

防災関係機関、報道機関及び京成電鉄株式会社等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

- 1) 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

2) 地震災害時、一部列車の運転中止や優等列車の各駅停車化等を、乗り入れ各社局と調整の上実施する。

(3) 列車の運転中止措置

列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業者の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、または踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

3 バス、タクシーの措置

一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

ふれあいバスの運行も同様とする。

第6節 交通対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 警察の対策	印西警察署
2 道路管理者の対策	土木班、千葉県（印旛土木事務所）

1 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- ① 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- ② 緊急通行車両（避難の円滑な実施または地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- ③ 強化地域への一般車両流入抑制広報

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者の対策

(1) 県

警戒宣言が発せられた場合、印旛土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(2) 市

警戒宣言が発せられた場合、土木班は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 水道対策	水道班、千葉県（企業局）、長門川水道企業団
2 下水道対策	下水道班
3 電気対策	東京電力パワーグリッド株式会社
4 ガス対策	東京ガス株式会社、東日本ガス株式会社、かもめガス株式会社、一般社団法人LPガス協会
5 通信対策	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、イ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社

1 水道対策

(1) 基本方針

水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、災害時協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

2) 配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発令後は原則として搬入を行わない。

3) 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	1) 通常の供給が維持されていること 2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ①飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツを利用してフタをし3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。
----------	---

	②生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ③その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	1) 報道機関への放送依頼 2) 広報車等による広報 3) 水道工事店の店頭掲示等 4) ホームページによる広報等

2 下水道対策

(1) 施設等の保安措置

- 1) 下水道班は、ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、管渠等を含めた下水道施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- 2) 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

3 電気対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

1) 要員の確保

非常災害対策支部態勢要員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、支部は、工具、車両、舟艇、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにコンタクトセンターへ通報すること ③ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと ④ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること ⑤ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ⑥ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
------	---

	⑦ その他事故防止のための留意すべき事項
広報手段	① ホームページによる広報 ② 報道機関による広報 ③ 広報車等による広報

4 ガス対策

(1) 基本方針

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止または軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

なお、警戒宣言発令後の状況に応じ、防災・供給センターにおいて製造、供給の調整を行う。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

動員計画に基づき保安要員を確保し警戒体制を確立し、資機材を整備、確保して応急出動に備える。

(3) 施設の保安措置等

- 1) 無線及び電話等の連絡網を確認する。
- 2) 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合はこれに基づき、直ちに点検確認を実施する。
- 3) 需要の変化に応じ、供給量の調整を行う。
- 4) 応急対策要員は直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入るとともに工事現場においても適宜工事を中止して必要な保安措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、供給量の調整により供給が制限される場合等において、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

なお、広報内容、手段は次表によるほか、大口需要家及び地下街・地下室等、また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には、個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 全需要家に対して <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続きガスを供給していること ② ガス器具の使用方法及びガス栓の取り扱い方法 ③ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法 ④ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意 2) 特定需要家に対して <ol style="list-style-type: none"> ① ガス機器の使用抑制に関する依頼 ② 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請
広報手段	<ol style="list-style-type: none"> ① 広報車による広報 ② 特定需要家に対する個別連絡 ③ テレビ、ラジオ等の報道機関

5 通信対策

【東日本電信電話（株）】

東日本電信電話（株）千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保等

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- 1) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- 2) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- 1) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- 2) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- 3) 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

1) 電話の輻輳対策

- ① 防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

【株式会社NTTドコモ】

株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

- 1) 可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車の点検、確認
- 2) 災害復旧用資機材、車両の確認
- 3) 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- 1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- 2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

【KDDI株式会社】

KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 学校等対策	教育班
2 病院・診療所対策	医療班
3 福祉施設対策	福祉班、子ども福祉班

1 学校等対策

教育班及び各学校、幼稚園の教職員は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- 1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- 2) 児童・生徒及び園児の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ① 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、または連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - ② 交通機関を利用している児童・生徒及び園児については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- 3) 学校等に残留し、保護する児童・生徒及び園児（上記①・②以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。
- 4) 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- 5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- 6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- 7) 実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- 8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院・診療所対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては印旛市郡医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- 1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- 2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- 3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- 4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- 5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 6) 水及び食料の確保を図る。

なお、県立病院の具体的対応は、次のとおりである。

- 1) 診療方針
 - ① 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。

- ② 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
 - ③ 手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。
 - ④ 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
 - ⑤ 手術予定者については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。
- 2) 来院者、入院者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示
- ① 収集した情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
 - ② 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。
- 3) 入院患者の安全確保、施設の保安措置等
- ① 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止または軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
 - ② 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。
 - ③ 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3 福祉施設対策

福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- 1) 情報の受伝達を行う。
- 2) 施設の防災点検を行う。
- 3) 出火防止を行う。
- 4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。
- 5) 要保護者の引き渡し
通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが終わるまで乳幼児・通所施設管理者は各施設で保護する。
- 6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
引き渡し方法や安否確認方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをし、防災訓練等を通じて防災教育を行う。

第9節 避難対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難対策	本部班、情報班、広報班、市民相談班、物資班、福祉班、子ども福祉班、水道班、教育班、印西市消防団

1 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の指示等を行い、市民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の指示等の内容は、印西市地域防災計画震災編第3章第6節を参照のこと。

(1) 警戒宣言時の措置

- 1) 避難指示等
- 2) 避難所の確認
- 3) 情報伝達体制の確認
- 4) 関係機関に対する避難所開設の通知
- 5) 避難所への職員派遣
- 6) 要配慮者に対する援護措置
- 7) 給食、給水措置
- 8) 生活必需物資の給与
- 9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- 1) 避難対象地区の選定
- 2) 避難所の指定
- 3) 避難指示等体制の確立
- 4) 情報伝達体制の確立
- 5) 要配慮者に対する介護体制の確立
- 6) 市民に対する周知

第10節 救護救援・防疫・保健活動対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 救護救援対策	医療班
2 防疫対策	医療班、環境衛生班
3 保健活動	医療班

1 救護救援対策

公共施設に救護所の設置を準備し、印旛市郡医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

2 防疫対策

医療班及び環境衛生班は、印旛保健所の指示により次の体制を整える。

- 1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- 2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動

医療班は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

医療班は、印旛保健所と連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

(2) 体制整備

医療班は、印旛保健所と連携し、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第11節 その他の対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 食料、医薬品の確保	物資班、医療班
2 緊急輸送の実施準備	企画財政班、施設管理班
3 市が管理、運営する施設対策	教育班
4 危険な動物の逃走防止	環境衛生班

1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 食料の確保

- 1) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。
- 2) 米穀小売販売業者または卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。
- 3) 民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

印旛郡市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

市及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

市は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

印西市地域防災計画震災編第3章第5節による。

(3) 関係団体による協力

協定先の企業等に緊急輸送の準備を要請する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

4 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

第11節 その他の対策

- 1) 「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- 2) 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第5章 市民等のとるべき措置

第1節 市民のとりべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、市民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとりべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等をする。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日、推奨1週間分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日、推奨1週間分程度準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾等を救急箱に入れて準備しておく。 また、お薬手帳を用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスタラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 防災講習会、訓練へ参加する。 市、印西地区消防組合、自主防災組織が行う防災訓練等に積極的に参加し、

第1節 市民のとるべき措置

	<p>防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>(3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>11 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>2 電話の使用を自粛する。</p> <p>3 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>1 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(1) 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(2) 県、市、印西警察署、印西地区消防組合等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>(3) ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(2) ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>6 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>7 救急医薬品を確認する。</p> <p>8 生活必需品を確認する。</p> <p>9 防災用品を確認する。</p> <p>10 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>11 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>(1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>(2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>12 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。</p> <p>(1) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>(2) 児童生徒及び園児が登校、登園している場合は、定められた学校及び園との打合せ事項に対応措置をとる。</p> <p>13 エレベーターの使用をさける。</p> <p>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> <p>16 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。</p>

第2節 自主防災組織のとりべき措置

(自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。)

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 地域内の危険箇所、防災に必要な情報を把握し、防災マップを作成する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (2) 消防水利を把握する。 (3) ブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 4 防災訓練を行う。 <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> 5 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 6 防災資機材等を整備する。 <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備するとともに、その使用方法の習得に努める。</p> 7 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、印西地区消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。 8 印西市避難所運営マニュアルを活用し避難所の運営方法の習得に努める。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、印西地区消防組合等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して市民のとりべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 4 防災資機材等を確認する。 5 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 消防資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> 7 情報の収集、伝達体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、印西地区消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 <p>市、印西地区消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

	<p>3 危険防止措置を確認する。</p> <p>(1) 施設、設備を確認する。</p> <p>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>4 出火防止措置を確認する。</p> <p>(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>(3) 消防水利、機材を確認する。</p> <p>(4) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>5 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>
--	---

